

- ・第17期自治政策講座 in 東京～これからの自治体・議会の責務～
 - ・先進自治体に学ぶ議会改革～議会基本条例と議会改革，議員報酬等の在り方について～
- 27.8.20～

改選後初めて座学の研修に参加しました。呉市議になり10年が経過し、呉市議会も議会基本条例を作成し、5年が過ぎましたが、今一度、自治体議会とは何か、どうあるべきかを考え直そうと思い、2つの講座を3日間ではしごしてきました。

まず、最初の2日間は自治体議会政策学会の講義です。

竹下議会長の自治体議会の役割と題して、自治体議会の歴史から現在の問題点を考えて、今後どうあるべきかというものでした。

議会について日本で最初に討議されたのは、明治11年で大久保利通により指示され「府県会規則」が設置された。その後、明治13年の「町村会」の発足後、17年の改正。そして明治21年の市制町村制の全面的見直しが行われ、戦後につながっていく。議会は立法権のない議決機関であった。しかし、2000年の地方分権一括法の制定から大きく地方議会が変わり始めた。特に機関委任事務が廃止され、法定受託事務と自治事務となり、自治体の自主性が増え、特に二元代表制機関の一つ議会の役割が大きくなっている。今からは立法機関としての議会の重要性が増している。

次に、これからの交通政策について、寺部東京理大教授の講義があり、交通政策にはP Iという手法が必要とのことであった。P Iとは、計画の初期段階から市民関与の導入である。これは、紛争発生の未然防止にも有効である。

2日目は、地方財政学の権威である神の教授の「これからの自治体財政」と題した講義からスタートした。

今の状況は、歴史の「峠」としての「危機」を乗り越える時期との認識であった。

政府はどれくらいの責任を負うかが問題である。大or小、これを決めることが重要である。

福祉国家が行き詰まり地方自治体の使命が拡大している。特に地方分権改革が進み、地方財政の果たす役割も増している。

次に、辛口で有名な新藤先生による「分権一括法から15年」と題して講義でしたが、いつものよう辛口は健在でした。分権改革は装置できたが地方は使っていない。地方創生もシンクタンクまかせになっていないか。苦言を呈す中で、ローカルデモクラシーの拠点地方議会であり、議会改革こそ分権の推進力であるから地方議会、地方議員が発奮せよとのことであった。

最後の講義は、高校時代から早稲田商店街の活性化に関わり、今は内閣官房地域活性化伝道師としても活躍している若きまちづくりアドバイザー木下斉さんです。

今後の地方自治体は歳入増や公共サービス自体の質的な向上を実現していく新たな公民連携が求められる。これは、今までの補助金体質から「稼ぐ知恵を入れ、サービスをより良くする」公民連携が必要であるということである。

2日間の講義は自己啓発も含め勉強になりました。

3日目は、議会改革の先駆者である三重県議会の三谷哲央県議による2コマの講義でした。

2000年の分権一括法により、議会と議員の役割が増大し、それが議会改革の進展につながり、議会の流れを変えた議会基本条例の制定につながっている。

議会改革は焦らず、議会内で合意形成して進め開かれた議会、見える化が必要不可欠である。

議員報酬と政務活動費についても情報公開が必要で、隠すことは何もない。地方分権で議員の専門化の流れも加速し、住民参画の中で議会にも住民の期待が高度化し、その活動に専従できる条件を整えることも必要とのこと。しかし、議員の個人差、議会の地域差が大きいことが問題であるので、少しずつでも意識向上のための活動をこうした機会に講演していることに感銘しました。